

平成23年度国民健康保険の税率を改正します

国民健康保険は、みなさんに納めていただく国民健康保険税と、国からの補助金、市からの繰入金などを財源として運営しています。近年の医療費の増加や国税収の減少による財政の低迷を、基金や繰越金を活用し、税の負担を抑えながら安定運営に努めてきました。

しかし、来年度（平成23年度）は医療費の支払などの歳出に見合う財源の確保が困難な状況となったため、国民健康保険税率を改正することになりました。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

市民課保険年金係 ①② 1 1 4 8

		改正前	改正後	増	減
医療保険分	所得割の税率	5.2%	5.2%	—	
	資産割の税率	19.0%	19.0%	—	
	均等割の金額	21,000円	21,000円	—	
	平等割の金額	21,000円	21,000円	—	
	賦課限度額	470,000円	500,000円	+	30,000円
後期高齢者支援分	所得割の税率	0.6%	1.9%	+	1.3%
	資産割の税率	4.1%	4.1%	—	
	均等割の金額	3,000円	5,800円	+	2,800円
	平等割の金額	2,800円	4,800円	+	2,000円
	賦課限度額	120,000円	130,000円	+	10,000円
介護保険分	所得割の税率	0.8%	0.8%	—	
	資産割の税率	5.0%	5.0%	—	
	均等割の金額	5,400円	5,400円	—	
	平等割の金額	4,000円	4,000円	—	
	賦課限度額	90,000円	100,000円	+	10,000円

国保税は、国民健康保険に必要な費用にあてるための医療保険分、後期高齢者（75才以上）の医療費の一部を負担する後期高齢者支援分、40才〜64才のかたの介護保険料の納付のための費用にあてる介護保険分として計算した額を合算した金額です。国民健康

国保税率の改正内容

保険加入者の人数や年齢、所得、資産などに応じて計算し、世帯主に課税されます。平成23年度は後期高齢者支援分の所得割の税率、均等割・資産割の金額を改正します。また医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分について、それぞれ賦課限度額を改正します。

計算方法

※所得金額の少ない世帯には、均等割・平等割に対して7割・5割・2割の軽減措置があります。（申請の必要はありません）

医療保険分	所得割	平等割	均等割	資産割
医療保険分	所得に応じて計算	一世帯に対しての金額	加入者数に応じて計算	固定資産税に応じて計算
	基礎控除 33万円	21,000円	21,000円	19.0%
	5.2%	7割軽減後 6,300円 5割軽減後 10,500円 2割軽減後 16,800円	7割軽減後 6,300円 5割軽減後 10,500円 2割軽減後 16,800円	
後期高齢者支援分	所得に応じて計算	一世帯に対しての金額	加入者数に応じて計算	固定資産税に応じて計算
	基礎控除 33万円	4,800円	5,800円	4.1%
	1.9%	7割軽減後 1,440円 5割軽減後 2,400円 2割軽減後 3,840円	7割軽減後 1,740円 5割軽減後 2,900円 2割軽減後 4,640円	
介護保険分	所得に応じて計算	一世帯に対しての金額	加入者数に応じて計算	固定資産税に応じて計算
	基礎控除 33万円	4,000円	5,400円	5.0%
	0.8%	7割軽減後 1,200円 5割軽減後 2,000円 2割軽減後 3,200円	7割軽減後 1,620円 5割軽減後 2,700円 2割軽減後 4,320円	

国民健康保険税

【具体的な計算例】

- 例 1** ひとり世帯 (65才以上 介護保険分なし) の場合
- ・前年中の所得 0円 (収入 基礎年金790,000円)
 - ・固定資産税額 0円

7 割軽減	改正前	改正後	増 減
医療保険分	12,600円	12,600円	—
後期高齢者支援分	1,700円	3,100円	+ 1,400円
介護保険分	0円	0円	—
計 (年税額)	14,300円	15,700円	+ 1,400円

- 例 2** 2人世帯 (うち介護保険 2人分) の場合
- ・前年中の所得 450,000円
 - ・固定資産税額 10,000円

5 割軽減	改正前	改正後	増 減
医療保険分	39,600円	39,600円	—
後期高齢者支援分	5,500円	10,800円	+ 5,300円
介護保険分	8,800円	8,800円	—
計 (年税額)	53,900円	59,200円	+ 5,300円

- 例 3** 3人世帯 (うち介護保険 2人分) の場合
- ・前年中の所得 1,080,000円
 - ・固定資産税額 30,000円

2 割軽減	改正前	改正後	増 減
医療保険分	111,900円	111,900円	—
後期高齢者支援分	15,100円	33,200円	+ 18,100円
介護保険分	19,300円	19,300円	—
計 (年税額)	146,300円	164,400円	+ 18,100円

- 例 4** 4人世帯 (うち介護保険 2人分) の場合
- ・前年中の所得 1,950,000円
 - ・固定資産税額 80,000円

軽減なし	改正前	改正後	増 減
医療保険分	204,400円	204,400円	—
後期高齢者支援分	27,800円	62,000円	+ 34,200円
介護保険分	31,700円	31,700円	—
計 (年税額)	263,900円	298,100円	+ 34,200円

※税額は、加入者数や所得金額、固定資産税額等によって異なりますので、くわしくは問い合わせてください。
 なお、平成23年度の国民健康保険税納税通知書は、6月中旬に発送しますのでご確認ください。

■ 75才到達による後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減措置があります。

社会保険などの被用者保険の被扶養者から国保に加入される65才以上のかたは軽減措置が受けられます。

■ 解雇・雇い止めなどにより失業されたかたは、軽減を受けられる場合があります。(申請が必要です)

■ 国保税の減免制度があります。

災害などにより生活が著しく困難である場合など、国保税を減免する制度があります。申請に基づき、申請世帯の同意のもと、収入・資産などの調査を行い、総合的に判断し減免の可否を決定します。

〜国保のあれこれ、ご存知ですか?〜

◆ 国保の加入・喪失には必ず届け出が必要です

○ 国保への加入はこの日から

- ・他市町村から鳥羽市に転入した日
- ・ほかの健康保険をやめた日 など

※国保に加入した日から国保資格と国保税の納付義務が発生します。

○ 国保を喪失するのはこの日から

- ・鳥羽市から他市町村に転出した日
- ・ほかの健康保険に加入した日 など

※喪失する月の前月までの国保税を月割で計算します。

◆ 限度額適用認定証が病院での窓口負担を軽減します

入院の場合、医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までになります。外来やほかの医療機関との合算により、窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、一旦費用を支払い、超えた分は申請により払い戻されます。

(対象者には診療月の2か月後に、高額療養費の支給申請書を送付します)

※限度額適用認定証が交付できない場合がありますので、くわしくは問い合わせてください。

◆ 交通事故にあつたら届け出てください

交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合でも、国保で医療が受けられます。国保で医療を受けようとするときは、必ず届け出てください。

◆ 特別な事情もなく国保税を滞納すると・・・

国保税を納めない世帯があると国保の運営が困難になります。

特別な事情もなく納めていただけない場合には、短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付することがあり、資格証明書で受診する場合には、医療費の窓口負担が全額実費となります。

納付が困難な場合は、必ず納付相談にお越しください。